

平成11年6月
No.312



広報

しげ のけ ぶ

平成10年度財政状況報告	2・3
平成10年度完成事業報告	4
ツインドーム重信	5
国保/年金	6
税金	7
保健	8・9
女性だより	10
参加者募集	11
シリーズ人権	12
シリーズ介護保険制度	13
インフォメーション	14
こんなことあんなこと	15
戸籍の窓/町民カレンダー	16

町の動き(5月1日現在)

世帯数 ……8,118(+ 98)
人口 ……22,717(+151)
男 ……10,867(+ 72)
女 ……11,850(+ 79)

給食だ～いすき



(北吉井幼稚園)

状況公表

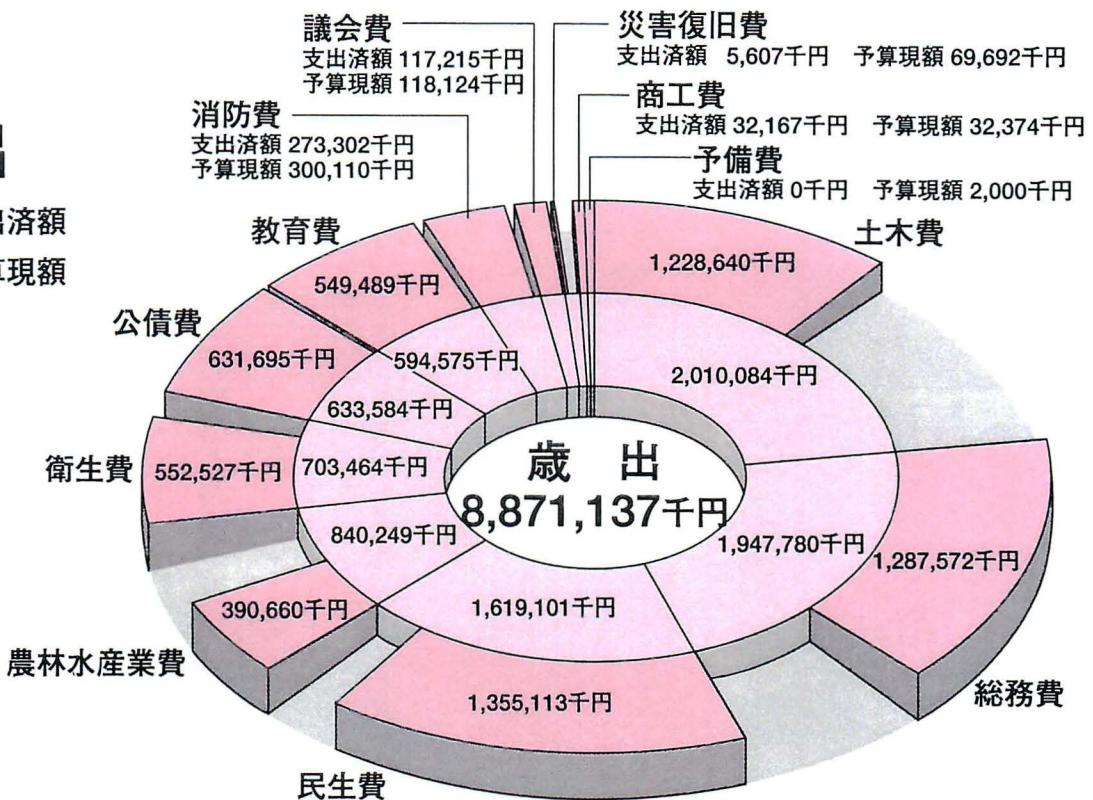
(3月末現在)

財政状況の公表に関する条例(末)の財政状況を公表します。



歳出

■ 支出済額
■ 予算現額



町民が負担する税

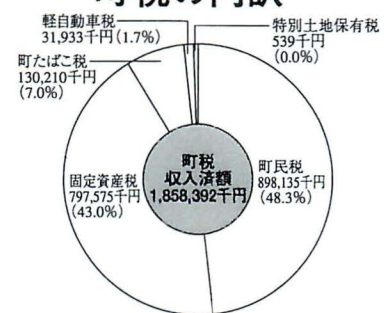
税額	1,801,731,000円
1人当たり(人口22,566人)	79,843円
1世帯当たり(8,020世帯)	224,655円

税等の収納状況

(単位: 千円)

	予算額	収入済額
町民税	875,533	898,135
固定資産税	768,483	797,574
国保税	400,413	416,090
水道料	176,204	166,065
その他の税	157,715	162,680

町税の内訳



特別会計予算執行状況

(単位: 千円)

会計名	予算額	収入済額	収入割合	支出済額	支出割合
老人保健	2,373,153	2,042,688	86.1 %	2,127,344	89.6 %
国民健康保険	1,390,949	1,352,501	97.2	1,124,069	80.8
簡易水道事業	315,602	310,819	98.5	298,639	94.6
農業集落排水事業	221,541	33,332	15.0	54,475	24.6
町営墓地	129,749	137,008	105.6	99,786	76.9

重信町財政

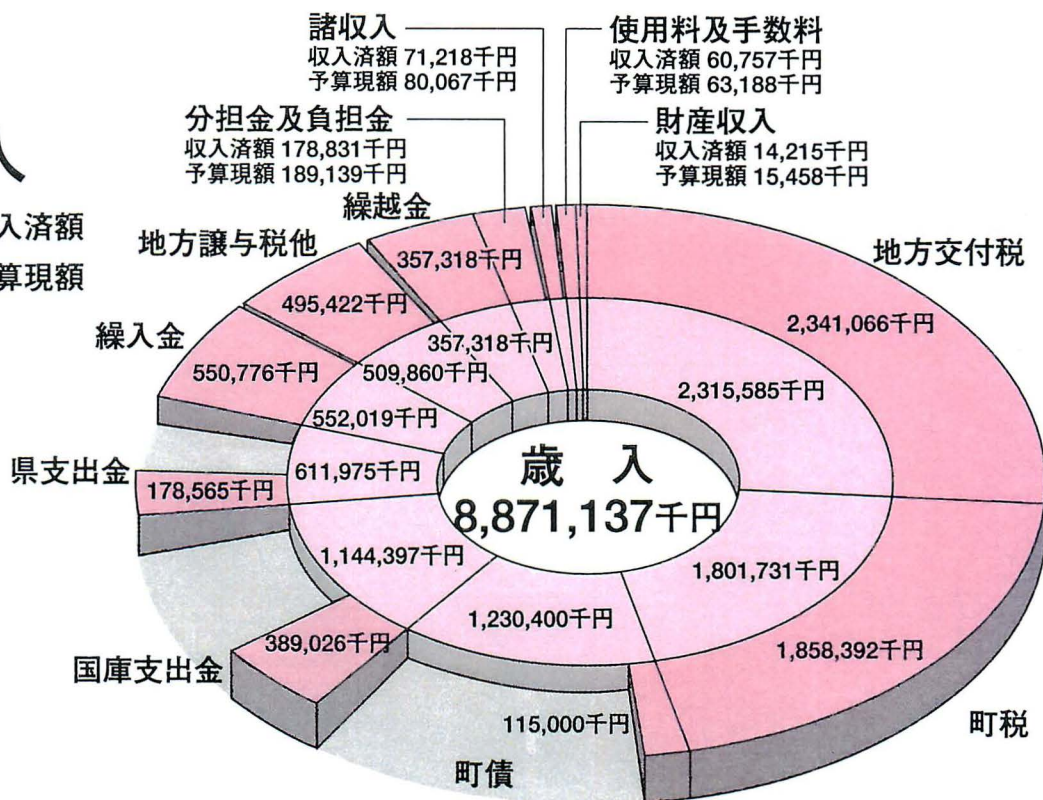


平成 10 年度

地方自治法および重信町
に基づき平成10年度(3月)

歳入

収入済額
予算現額



地方債の現在高

(単位：千円)

起債区分	借入先区分	資金運用部	年金	簡易保険	公営企業 金融公庫	市町村 共済組合	市中銀行	市町村 振興協会	計
一般公共事業		426,962							426,962
一般単独事業		1,212,048		1,061,598	309,000	19,492	269,498	243,580	3,115,216
公営住宅建設事業		128,763		183,990	16,794				329,547
義務教育施設整備事業				196,129			151,616		347,745
公共用地先行取得事業							51,586		51,586
災害復旧事業		25,089							25,089
一般廃棄物処理事業			556,600						556,600
厚生福祉施設整備事業			81,774						81,774
地域改善対策特定事業		248,558							248,558
減収補てん債							21,350		21,350
財源対策債		4,371	73,594	17,648	24,700		2,100		122,413
臨時財政特例債		180,036							180,036
公共事業等臨時特例債		29,426							29,426
減税補てん債		458,677							458,677
調整債		2,798							2,798
上水道事業		14,200			18,300				32,500
臨時税収補てん債		122,100							122,100
合計		2,853,028	711,968	1,459,365	368,794	19,492	496,150	243,580	6,152,377

平成10年度 完成建設事業

平成10年度に完成した建設事業をお知らせします。

①重信町総合公園整備事業

総事業費 360,000千円

(内簡易生命保険積立金還元融資額 162,500千円)

②重信町民体育館建設事業

総事業費 558,798千円

(内簡易生命保険積立金還元融資額 158,000千円)

③重信町アスレチックジム建設事業

総事業費 20,539千円

(内簡易生命保険積立金還元融資額 15,400千円)

④平松上樋線道路改良事業

総事業費 64,797千円



体育館アリーナ

ツインドーム重信 右部分が町民体育館
左部分がアスレチックジム



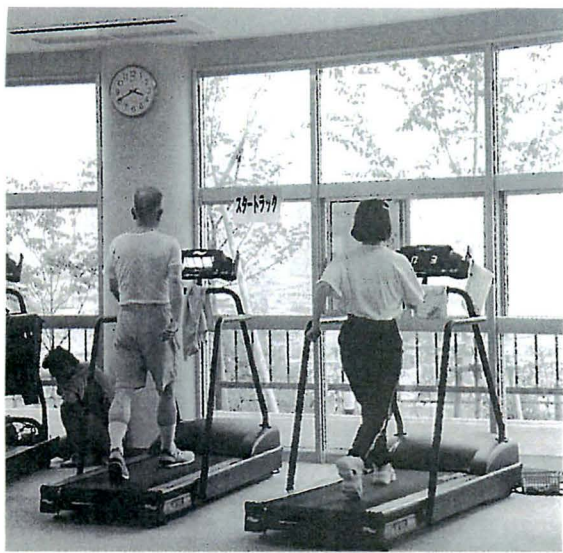
健康とスポーツを

愛する人へ!!

緑あふれる丘の上に建つツインドームの中から「エイ」「オー」「ヨイシヨ」の掛け声の中に笑いがあふれ、スポーツを楽しむ人たちの熱気ははじけています。

毎日の生活の中で少しでも時間をつくって身体を動かし、自分の気に入った運動をして爽快感を得ようという人達が、この施設を継続的に利用しています。

アリーナでは、バレーボール・バスケット・バドミントン・卓球ができます。解放感のある高い天井は、自然の明るさを取り入れることができるようにと東京ドームと同じテフロン膜を使用し、雨天でも照明をつけなくても充分競技ができます。夜になると丘の上に幻想的なド



トレーニングルーム
町内の景色を眼下にトレーニング

ームの屋根が写し出されています。多目的ルームでは、エアロバイク、ジヤスタンスと会議等に利用できます。壁に収納されている特大の鏡は、美しさと技を極めようとする人達に大いに活用され、自分の容姿や演技に酔うことが可能です。

トレーニングルームでは、窓から四季折々の景色を楽しみながら、一人ひとりの体力に合った運動ができます。現在の自分の年齢や体力に合った運動メニューを作って、より多くの運動量をこなした人は、「自分は、若いんだ。健康なんだ」とこっそり優越感にひたつたりもできます。このドームをスポーツやレクレーションに気軽に利用していただき、夫婦間や職場、その他でたまたたストレスを発散し、体力づくりやコミュニケーションにも大いに役立ててほしいと思います。

六月にオープンする総合公園の中の多目的広場は、まさに自然の中にあり、思い切り汗を流せます。ここでは、サッカー・ソフトボール、野球の練習などもできます。いろいろな施設を使って自分の体力に合ったスポーツを楽しみ、健康で充実した生活が送れるようにしましょう。

声

トレーニングルームを利用している方々にインタビュー

こえ



「今まで、5・6回利用しました。職場にもジムはありますが、近くにできたので、気軽に利用しています。器具の種類が多く、いいものがありますね。何より200円で利用でき、すいているのがいいです。」

(46才・男性 松山市)



「週に2回、ダイエットのために利用しています。近くにこんないいものができるのがいいですね。器具に、使用する際の注意点を書いてくれれば参考になるのだと思います。」

(38才・女性 町内)



「今までは、松山市内にあるスポーツジムに通っていましたが、いつも2時間くらい汗を流します。安い、近い方がいいです。教室を開催してくれれば、集中できてもっとうれしいのですが。」

(40才・女性 町内)



「体力増進のため、今まで5・6回利用しました。安いですね。また、器具のいいものがそろっているし、数も多いと思います。すいているので、ゆっくりトレーニングできます。」

(18才・男性 松山市)



「今日は、友達と学校が終わってからきました。3回目です。安いので、私達も利用しやすいです。」

(17才・女性 町内)



「今までは、松山市内のスポーツジムに通っていましたが、近所にできたおかげでよくなりました。景色を見ながら、ここまで来ただけでも運動になりますね。ジムの中は、器具の数が少ないし、少しせまいですね。また、年配の人が利用しやすいようにお年寄り対象に優遇措置はできないでしょうか。立派な施設ですので町民の方はもっと利用すべきです。」

(60才・男性 町内)

皆さん、やはり1回200円で利用できるという点が魅力のようです。

希望すれば、個人の年齢、体力、また目的にあったトレーニング内容を無料で詳しく組んでくれますので、無理のない運動ができます。

是非、眺めの良い「ツインドーム重信」で爽快な汗をかかれてはいかがでしょうか。

高額療養費制度

高額療養費について

国保で診療を受けた場合、被保険者の負担を少しでも軽くするために、一定額を超える一部負担金を支払った場合、その超える額が後から支給される高額療養費制度があります。

高額療養費の計算の基準

- ① 一ヶ月ごと(一日から月末まで)に計算します。
- ② 病院、診療所ごとに計算します。
- ③ 総合病院の各診療科は、別々の病院として計算されます。
- ④ 同じ病院で、歯科と内科などがある場合、歯科は別に計算します。
- ⑤ 通院と入院は別に計算します。

高額療養費がうけられる場合	高額療養費の支給額	
	一般の世帯	住民税非課税世帯
同じ人が、同じ月に、同じ医療機関に支払った負担金が、63,600円を超えたとき	63,600円との差額	35,400円との差額
同じ世帯で、同じ月に、30,000円以上の負担金を2回以上支払った場合(住民税非課税世帯の場合は、21,000円以上)	合算額と63,600円との差額	合算額と35,400円との差額
同じ世帯で、12か月以内に、4回以上の高額療養費の支給を受けた場合	4回目からは37,200円との差額	4回目からは24,600円との差額
高額の治療や長い間続ける必要のある病気(血友病や人口透析の必要な慢性腎不全)	10,000円との差額	

国保の給付の対象とならない差額ベッド代、入院時の食事代、歯科差額代など

申請に必要なもの

医療費の領収書、印鑑、国民健康保険証、振り込み先の口座等がわかるもの

申請先

役場保険年金課

国民年金

こんな時は届け出を

成人・就職・転居・結婚・転職・退職等、人生の節目には国民年金の加入形態も変わることがあります。こんなとき

20歳になったとき	自営業や学生の方などは、必ず加入の届出を(厚生年金保険・共済組合の加入者を除く。)	必要 印鑑、学生証
会社などに勤めるようになったら	扶養している配偶者の届出を	必要 印鑑、本人・配偶者の年金手帳、健康保険証
会社などをやめたら	扶養している配偶者がいる人は合わせて届出を	必要 印鑑、本人・配偶者の年金手帳、離職証明書
住所・氏名が変わったら	住民票の届出と同時に届出を	必要 印鑑、年金手帳
海外に居住するようになったら	任意加入を希望される方は、任意加入の届出を(帰国したときにも届出を)	必要 印鑑、年金手帳
第3号被保険者の配偶者が会社などを変ったら	厚生年金保険⇄共済組合 共済組合⇄共済組合 厚生年金保険⇄厚生年金保険	必要 印鑑、本人・配偶者の年金手帳、健康保険証、離職証明書
厚生年金保険・共済組合の加入者の扶養になったとき	結婚したときや収入が減ったとき	必要 印鑑、本人・配偶者の年金手帳、健康保険証
厚生年金保険・共済組合の加入者の扶養からはずれたとき	離婚したときや収入が増えたとき	必要 印鑑、本人・配偶者の年金手帳、健康保険証、扶養離脱年月日

は、市町村の国民年金係に忘れずに届け出てください。詳しくは、役場保険年金課国民年金係までお問い合わせ下さい。

図書館だより

図書館二階にあるお話しコーナーを、お子さん連れの方々に一般開放しています。(ご利用の方は、カウンターまで申し出て下さい。)

このコーナー室では、第二・第四土曜日の午後二時から三時まで、幼児を対象に絵本や紙芝居などの読み聞かせを開催しています。ぜひご参加ください。

また、読み聞かせをしてくださるボランティアメンバーを募集しています。興味のある方はぜひご連絡下さい。

図書館 九六四一三四一四



図書寄贈お礼

次の方々より図書等を寄贈していただきました。ありがとうございました。(敬称略)

藤岡英夫・森田榮子・永田志保・今野敏伸・池川広一・越智英明

個人所得課税の減税

H11年度
税制改正

平成一一年度税制改正法案が成立し、所得税・個人住民税等について最高税率の引き下げや定率減税の実施などの特例措置が講じられました。

1. 最高税率の引き下げ

【所得税】

課税所得金額が三千万円を超える部分の金額に適用されていた所得税の最高税率が五〇％から三七％に引き下げられるとともに、最高税率が適用される課税所得金額が一八〇〇万円を超る部分の金額となりました。

課税所得金額	改正後	改正前
330万円以下の部分	10%	10%
330万円超 900万円以下の部分	20%	20%
900万円超 1,800万円以下の部分	30%	30%
1,800万円超 3,000万円以下の部分	37%	40%
3,000万円超の部分	◇	50%

【個人住民税(町県民税)】
課税所得金額が七〇

〇万円を超える部分の金額に適用されていた個人住民税の最高税率が一五％から一三％に引き下げられました。

2. 扶養控除額の引き上げ

扶養控除額が次の扶養親族の区分に応じて引き上げられました。

課税所得金額	改正後			改正前		
	町民税	県民税	計	町民税	県民税	計
200万円以下の部分	3%	2%	5%	3%	2%	5%
200万円超 700万円以下の部分	8%	2%	10%	8%	2%	10%
700万円超の部分	10%	3%	13%	12%	3%	15%

扶養親族の区分	改正後		改正前	
	所得税	住民税	所得税	住民税
年齢16歳未満の扶養親族	48万円	◇	38万円	◇
特定扶養親族 (16歳以上23歳未満)	63万円	45万円※	58万円	43万円

※平成12年度分以後の個人住民税について適用

3. 定率減税方式による減税の実施

減税の実施

平成一一年分以後の所得税・個人住民税について、その年分の税額の一定割合が減税(定率減税)されることになりました。

【所得税】

(1) 定率減税額

その年分の所得税額の二〇％相当額(二五万円を限度とします。)

(2) 定率減税の実施方法

① 給与所得者

イ. 平成一一年四月一日以後に支払われる給与等については、定率減税を織り込んだ新しい税額表を使用して源泉徴収税額を求めます。

ロ. 平成一一年一月一日から三月三十一日までの間に支払われた給与等に係る定率減税は、平成一一年六月一日以後最初に支払われる給与等の源泉徴収税額から、同年一月一日から三月三十一日までの間に支払われた給与等に対する源泉徴収税額の合計額の二〇％に相当する金額(四万五千円を限度とします。以下「給与特別調整控除額」といいます。)を控除することにより行います。

ハ. 給与と特別調整控除額のうち、前記ロ.による控除をしなくてもなお控除しきれない部分の金額については、以後平成一一年中に支払われる給与等に対する源泉徴収税額から順次控除します。

ニ. 最終的には年末調整の際に、定率減税額を精算することになります。

ヘ. 公的年金等の受給者
イ. 平成一一年四月一日以後に支給される公的年金等については、源泉徴収されるべき所得税の額から、その所得税の額の二〇％に相当する金額が控除されます。(控除額は、二万八五〇円に公的年金等の支給の計算の基礎となった期間の月数に乗じて計算した金額を限度とします。)

コ. 平成一一年一月一日から三月三十一日までに支払われた公的年金等に係る源泉徴収税額の定率減税については、給与所得者に準じた方法によります。

カ. 最終的には、確定申告の際に定率減税額を精算することになります。

ク. 事業所得者等
イ. 予定納税については、予定納税基準額に定率減税を

織り込んで計算されます。

ロ. 確定申告の際に、その年分の所得税額から定率減税の額を控除することになります。

【個人住民税】

(1) 定率減税額

その年度分の個人住民税所得割額の二五％相当額(四万円を限度とします。)

(2) 定率減税の実施方法

平成六年度～八年度の定率による特別減税においては、一定の月分を不徴収とする特例措置が講じられましたが、今回の減税は、恒久的減税とされたため、こうした特例はありません。従って、減税後の税額を、給与所得者で特別徴収の場合は年一回で、その他の普通徴収対象者の場合は年四回に分けて、通常納期に徴収することとなります。

ご不明の点がありましたら、税務署又は役場税務課までお問い合わせ下さい。

6月の納税

町県民税第1期
国民健康保険税第1期
納税期限6月30日(水)

保 健

964-4170(直通)
964-2001(代表)

設立一周年

食生活改善推進協議会

去る四月一四日、平成一一年度重信町食生活改善推進協議会総会を久保徳代、愛媛県保健栄養推進協議会会長さん等の御出席のもと開催しました。

私達は、「栄養」「運動」「休養」の学習、「健康な心と体は自分の手で」をモットーに、家族や地域の人々の健康づくりのため、地区ごとに公民館で料理講習会を行っていま



す。料理講習会は、回覧での呼びかけだけではあまり反応がなかったので、ともしび会の方のご協力をいただき、個々に呼びかけたおかげで、多数の方の参加がありました。当日は、私達食生活推進員が講師となり、骨粗鬆症予防についての話と調理実習を行いま

した。挨拶をするのもハラハラどきどき、まして伝達講習の時ともなると頭はまっ白、足はガクガク…。参加していただいた方にうまく伝わったかどうか不安でしたが、皆さん勉強になったと満足そうでした。また和気あいあいと楽しかったと言っていたので、胸をなでおろしました。

調理実習では、シーフード風の野菜ドレッシングが好評で、あっさり味で食べ易かったと高齢者の方にとっても喜んでいただきました。

また、毎月一回、独居老人への給食サービス等の協力をしていきます。

このように私達は生活習慣病の予防のため食生活改善に努め、健康で明るい長寿社会を目指して頑張っています。

食生活や運動について興味のある方は地域の公民館や町民会館へ足を運び、一緒に学んでみませんか？

会員一同皆さんのお越しをお待ちしています。

(書記 山内智恵子)

健康な今だからこそ健康診査を

健康改善教室

皆さんは健康診査を何のために受けていますか？病気を見つけるためだけのものと思っいませんか。健康診査は自分の体が、今どのくらい健康なのかを知るためのバロメーターでもあります。

健康診査を機会に、これからは元気に生き生きと過ごすための方法を健康改善教室で学んでみましょう。

とき 七月一二日(月)

午後一時三〇分～三時

ところ 町民会館二階

第一・二研修室

講師 愛媛大学医学部

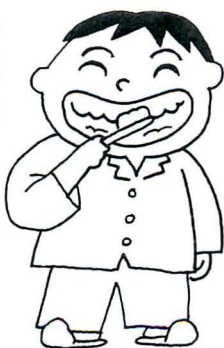
公衆衛生学

教授 小西正光先生



※七月五日(月)までに申し込んで下さい。

(事前に申し込まれた方の申し込みは不要です)



かがやく歯

あなたの笑顔の

パートナー

6/4～6/10は歯の衛生週間
健康で楽しく人生を過ごすためには、まず自分の歯でものを食べられることが大切です。

おいしく食べるためには、少なくとも自分の歯が二十本は必要で、そのために八十歳になっても、二十本の歯を残そうという、「八〇二〇運動」がすすめられています。

歯を失う原因は、歯ぐきの病気である歯周病が最も多く、ついでおし歯となっています。

どちらも「痛み」などの自覚症状がでてきた時には、かなり進んでいます。

歯を失わないためには、毎日の歯と歯ぐきのブラッシングや、定期的な歯科検診などが大切です。

歯の衛生週間を機会に、歯科検診等を受け、歯の健康づくりをすすめましょう。

自分の体は自分で管理!

検診名	検診内容	対象者	料金	特徴
結核検診	胸部エックス線検査	19歳以上	無料	近年40歳になった方が多く受診されるようになってきました。ぜひ、毎年続けて受診を!!
結核・肺がん検診	胸部エックス線検査、問診	40歳以上	200円	
子宮頸がん検診	問診、視診、細胞診	30歳以上	600円	
乳がん検診	問診、視診、触診	30歳以上	300円	
胃がん検診	問診、胃部エックス線検査(バリウムを飲みます。)	40歳以上	900円	
大腸がん検診	問診、便潜血検査	40歳以上	500円	
前立腺がん検診	問診、血液検査、直腸診	55歳以上の男性	300円	
基本健康診査	★検査項目★ 尿検査(糖・蛋白・潜血)・身体計測・血圧測定・問診 血液検査 脂質(総コレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪) 貧血検査(血色素、ヘマトクリット、赤血球数) 肝機能(GOT、GPT、 γ -GTP)・ALP 腎機能(クレアチニン)、尿酸、血糖検査 *精密検査(必要な方のみ) HbA1c、心電図、眼底検査	40歳以上	無料	《受診方法》 検査日に検査を受け、診察日に医師の診察・指導、保健婦・栄養士の生活相談を受けます。
個別健康診査(ミニ人間ドック)	基本健康診査と同じ内容(検査及び医師の診察)で重信町内指定医療機関にて平成11年6月1日～8月31日実施	昭和14年生まれの方	無料	指定医療機関へ予約を!

※各種健康診査とも、必ず事前に申し込みが必要です。

※老人保健医療受給者証をお持ちの方は、前立腺がん検診以外のがん検診料は無料です。受給者証をご持参下さい。

結核・肺がん検診

とき	ところ	時間	とき	ところ	時間
6月28日(月)	山之内公民館	13:30~14:00	7月5日(月)	堀池集会所	13:30~14:30
	山之内井口公民館	14:30~15:00		牛淵集会所	15:30~17:15
	樋口公民館	15:30~17:15	7月6日(火)	牛淵団地第1集会所	13:30~15:30
6月29日(火)	田窪団地集会所	13:30~14:30		新村集会所	16:30~17:15
	横河原公民館	15:00~17:15	7月7日(水)	西岡集会所	13:30~15:00
6月30日(水)	八反地集会所	13:30~14:30		南野田区倉庫前	15:30~17:15
	志津川集会所	15:00~17:15	7月8日(木)	下林宮之段集会所	13:30~14:30
7月1日(木)	見奈良公民館	13:30~14:30		下林集会所	15:30~17:00
	上村集会所	15:30~17:15		重信町民会館	17:30~18:30
7月2日(金)	田窪公民館	13:30~15:30			
	重信町民会館	16:00~17:15			

(場所別検診一覧表)

町民会館

とき	検診名	受付時間
6月29日(火)	子宮頸がん・乳がん検診	13:00~14:00
7月1日(木)		
8月3日(火)		
8月10日(火)	基本健康診査 検査日	13:00~14:00
9月2日(木)	子宮頸がん・乳がん検診	13:00~14:00
	子宮頸がん・乳がん検診	
9月9日(木)	胃・大腸がん検診	7:30~ 9:30
9月10日(金)		
9月13日(月)		
9月14日(火)		
10月6日(水)		
10月15日(金)	前立腺がん検診	13:30~15:00

下林集会所

とき	検診名	受付時間
7月13日(火)	基本健康診査 検査日	13:00~14:00
	子宮頸がん・乳がん検診	

南野田集会所

とき	検診名	受付時間
7月13日(火)	基本健康診査 検査日	9:00~11:00

北吉井小学校体育館

とき	検診名	受付時間
6月28日(月)	基本健康診査 検査日	9:00~11:00
	子宮頸がん・乳がん検診	13:00~14:00
8月27日(金)	子宮頸がん・乳がん検診	13:00~14:00

南吉井小学校体育館

とき	検診名	受付時間
7月9日(金)	基本健康診査 検査日	9:00~11:00
	子宮頸がん・乳がん検診	13:00~14:00
8月24日(火)	子宮頸がん・乳がん検診	13:00~14:00

上林公民館

とき	検診名	受付時間
8月4日(水)	結核・肺がん検診	7:30~11:00
	上林公民館	7:30~11:00
8月5日(木)	上林谷バス停(8月4日のみ)	11:30~12:00
8月5日(木)	胃・大腸がん検診	7:30~ 9:30
	基本健康診査 検査日	8:00~11:00
	子宮頸がん・乳がん検診(8月4日のみ)	13:00~14:00



女性だより

女性会議

模擬議会を開催

五月七日、和田町長・高橋町議会議長の計らいで、女性の視点による町づくりへの提言の場を設けようと初めて女性による模擬議会を開催しました。

女性会議より模擬議員二四名が

誕生、朝九時にやや緊張した面持ちで、議員控室に勢揃いしました。九時三〇分開会。

始めに和田町長より、町政の方針についての説明があり、続いて七団体の代表から次のような質問が行われました。

一 藤岡侑子

(婦人会)

重信町の高齢者福祉対策について

二 高須賀一美

(母子寡婦福祉会)

母子寡婦福祉について

三 丹生谷孝江

(JAえひめ中央重信基幹支所女性部)

農産物直売所と加工施設の設置について

四 阿部美保子(商工会婦人部)

少子化問題への具体的な取り組みについて

五 海稲ミツ子

(食生活改善推進協議会)

学童期の食生活のあり方について

六 竹村町子

(ともしび母親クラブ)

親クラブ)

福祉と現庁舎移転後について

七 西田芳子

(生活文化女性塾)

環境と現庁舎移転後の有効利用について



各質問には町長、担当課長らが回答して下さいました。今回の取り組みで、女性の立場で真剣に考えることができ、よかったですと思います。今後とも、町づくりに貢献できるように、がんばっていききたいと思います。

(女性会議副議長 平岡初美)

婦人会 新村支部

少数精鋭

新村支部は、会員一〇名です。継続して行っている活動は、料理講習とストレッチ体操とクビリ団子作りなどです。

ストレッチ体操は毎週木曜日に行っており、八年目を迎えます。熱心に行っている方とそうでない方との差は、しっかりと出てきました。



ストレッチ体操で汗を流す会員

今まで、支部長のアイデアで、手芸、石けんづくり、講話など、いろいろな活動をしてきましたが、今年は何かなことをするのかとても楽しみです。

会員数が一人でも増加することを願って、和気あいあいと活動を続けています。

(新村支部 八塚清子)

囲碁日曜会

ゆつくりと碁を

楽しんでみませんか

とき 七月三日(土)

午前九時～

午後四時四五分

ところ 町民会館一階娯楽室

主催 重信町文化協会

囲碁教室

問い合わせ先

☎九六四一九五一八

山内 博

備考

会場の都合により四日から三日に変更しました。

参加者募集

男性料理教室

お父さん
出番です



対象 町内在住男性

(勤務先が町内の方も可)

とき 六月二七日(日)

午前九時三〇分～一二時

ところ 町民会館栄養指導室

講師 クッキングスクール

シエフルール

高橋 博子先生

献立

①手こねずし

②揚げ出し豆腐

③ウニ白玉の薄くず仕立て

参加費 材料費のみご負担下さい。

締め切り 六月二五日(火)

重信町プール一般開放

夏休み

プールヘレッツゴー

南吉井小学校内にある重信町プールを夏期、一般開放します。

開放日

左記カレンダーのとおり

開放時間 一二時～一六時

登録方法

町内在住の小学校五年生以上の方なら登録できます。

町民会館内施設課にある申し込み書に写真一枚(縦三センチ、横二・五センチ)と手数料二〇〇円を添えて申請して下さい。尚、去年までの登録者も更新の手続きが必要ですので、二〇〇円を持って施設課までお越し下さい。

7月	日	月	火	水	木	金	土
	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31

8月	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31				

印のある日が開放日です。

テント取り扱い講習会

自然の中で
過ごしてみませんか



とき 七月一日(木)

午後七時三〇分～

ところ 重信中学校野球場

(雨天時は町民会館)

講習内容

・テントの設営方法

・キャンプファイヤーの留意点

◎直接開催場所にご集合下さい。

◎受講者に町保有テントの無料貸し出しを許可します。

(二人一張まで)

主催 重信町教育委員会

数をかぞえる道具展

歴史民俗資料館

なつかしの

計算器

そろばん(算盤)という呼び名は、算盤の中国読み「スアンパン」がなまったものだから……

桁上(けたうえ)二玉、桁下(けたした)五玉の紫檀のそろばんから、デンマーク製の卓上計算器。

そして、ご年配の方ならご存知「タイガー計算器」。

町民会館においでのごとき、ちよつと足を延ばされてはいかがですか。



六月の休館日

7・14・20・21・28・30日

どう思いますか？

『ポジティブ・アクション』

人権

先月号の本欄に、「ポジティブ・アクション」という言葉が出てきました。今月は、このことについて考えてみたいと思います。

「ポジティブ・アクション」とは、差別を受けている集団が、長年の差別的積み重ねにより、他の集団に比べて著しく不平等な状態に置かれているような場合、格差を早急に是正するためにとられる積極的な優遇措置のことです。具体的には、女性・少数民族・障害者などに雇用や教育の場で一定の枠を設ける政策です。(アメリカではアファーマティブ・アクションと言っています。)

一九六〇年代の初め、アメリカで、黒人ら人種的少数派に対する雇用上の機会や処遇における差別的取り扱いを是正するための特別措置として確立されました。

ヨーロッパには、比例代表名簿を男女交互にするなどして女性議員を増やす制度(クォータ制)を導入している国もあります。

我が国においても、「男女共同参画二〇〇〇年プラン」で、ポジティブ・アクションの検討が打ち出され、一九九八年一月四日に出席した男女共同参画審議会答申では、「我が国においては、過去の経緯によって男女の格差が大きいことから、男女共同参画社会の実現のために、積極的参画促進措置(いわゆるポジティブ・アクション)を実施していく必要がある。」と、その方向が明確になりました。

この動きと並行して制定されたのが、先月号で紹介した改正男女雇用機会均等法なのです。ところが、この問題の先進国であるアメリカで、近

年、新しい動きが出てきました。

一九九六年、カリフォルニア州の住民投票で、アファーマティブ・アクション禁止が可決されたのです。

これは、人種や性別によって優遇することは不公平であるとする批判が広がりつつある結果なのです。しかも、この住民投票の結果について、連邦高裁は合憲であるとする決定を下しました。その結果、全米で優遇措置の撤廃を検討する州が増えており、アファーマティブ・アクションは、大きな岐路に立たされています。

この問題は、ことを急ぐとアメリカの二の舞になる恐れがあります。国民すべてが知恵を出し合って、格差の是正に有効に機能させていきたいものです。

子供をもっともっと知るために

重信町いじめ・不登校問題対策連絡会議

あいさつはまず自分から

地域の皆さんへ

各区・公民館では、新区長・館長さんを初めとして皆さんそろって地域の伝統行事や新しい時代にマッチした発想で楽しい行事が盛んに行われていることと思います。

今年も、町民大運動会が盛大に開催され、各公民館毎のユニークな行進、演技する人、応援する者が一体となって華やかに盛り上がり、子供も大人も参加者全員、さわやかな楽しい一日を過ごされたことと思います。

この盛り上がりこそ地域の活力、子供の健全育成の大きな原動力になっていると感じました。

今、学校・家庭・地域社会も少子化・高齢化、厳しい経済状況の中にあつて、時代を担う若者を育てるには大きな課題を数多く抱えています。

特に、社会問題となつているいじめ、不登校、非行問題等は、相手を思いやる心が育つて

いないことからであると言えます。この心を育むには学校や家庭だけでは、決して育つものではありません。さらに、地域社会、各諸機関が一体となつて取り組まなければ健全育成はできません。そこで、今回の提案は、区独自の声かけ運動、あいさつ運動を継続し、笑顔の明るい地域社会、生活を皆で築いていこうではないかということです。

ある区では、三年前から区独自の対策協議会を結成し、まず、地域の子供の名前を覚えることから始まり、区内の子供たちの様子を議題とし、話し合い、日常的な情報交換など地道な取り組みにより、

地域の目が子供たちに向けられ、笑顔で元気のよいあいさつが多く交わされ、昔のよさを取り戻しているとのこと。この結果、地域に潤いと活力が生まれ、明るい展望が随所に現れているそうです。

この結果、地域に潤いと活力が生まれ、明るい展望が随所に現れているそうです。

介護保険ってなに???

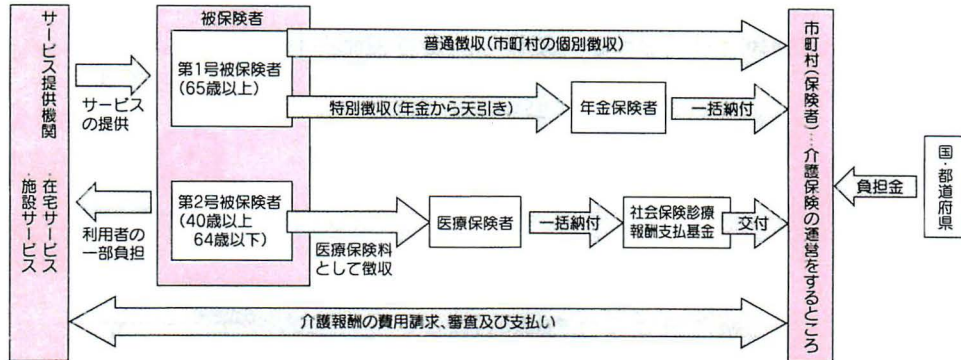
介護保険制度は、介護を必要とする人がそれぞれの行動能力に応じて自立した暮らしができるよう、また家族の介護の負担を軽減することを目的とした、地域社会と連帯して福祉サービスや医療サービスなどを総合的に提供しようという国の制度です。

この制度については、広報5月号で全体の概要を掲載しましたが、今回からその内容について項目ごとに説明をしていきます。今回は、まず介護保険のしくみと保険料の決め方について説明します。



介護保険のしくみは？

介護保険制度は、市町村によって運営されます。そのしくみは次のようになっています。



介護保険料の決め方は？

介護保険制度は、40歳以上の方が加入することになっています。この制度は市町村が実施・運営にあたりますから、40歳以上の方は、住んでいる市町村の介護保険の被保険者となります。被保険者は、年齢により2つに区分され、保険料の計算、納付方法が異なります。

年齢区分	65歳以上の方(第1号被保険者といいます。)	40歳以上65歳未満の方(第2号被保険者といいます。)
保険料 及び 納付方法	所得に応じて市町村ごとに決まります。なお、 保険料は、3年に1回見直されます。 福祉	医療保険の保険料として一括して徴収されます。保険料の計算の仕方や額は、加入している医療保険によって異なります。
	① 世帯全員が住民税非課税で、老齢年金受給者 生活保護受給者等 基準額×0.5	○健康保険、船員保険、共済組合に加入している場合 ・保険料は月収に定率をかけた金額になります。 ・保険料の半分は事業主が負担します。 ・専業主婦などの被扶養者については直接の保険料の負担はありません。
	② 世帯全員が住民税非課税 基準額×0.75	
	③ 世帯住民税課税・本人非課税 基準額×1.0	○国民健康保険に加入している場合 ・保険料は所得や資産等に応じて異なります。 ・保険料の半分は国が負担します。 ・世帯主が、世帯員の分も負担します。
	④ 本人住民税課税(合計所得金額250万円未満) 基準額×1.25	
	⑤ 本人住民税課税(合計所得金額250万円以上) 基準額×1.5	
	※基準額は未確定のため掲載していません。 老齢・退職年金が、月額15,000円以上の方は、年金から天引きされることとなります(特別徴収)。年金額が、月額15,000円に満たない方については、納付書や口座振替などによって市町村に直接納めていただくこととなります(普通徴収)。	

介護保険制度は、新たに始まる社会保障制度ですので、いろいろな心配点や疑問が生じると思われます。まだ実感がわかないかも知れませんが、今後重信町においても誰もが安心して老後を過ごせるようなサービスの提供、健全な運営を目指していきますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ先 **役場保険年金課 介護保険係** ☎964-2001(代) 内線551,552

児童手当制度について

役場福祉課

☎964-2001(代) 内線255

児童手当は、3歳未満の児童を養育している人に支給されます。

認定請求は、随時受け付けており、手当は請求をした翌月から支給され、支給事由の消滅した日の月分で終わります。

原則として、毎年2月・6月・10月に、それぞれの前月分までが支給されます。

既に、児童手当を受けられている方は、3歳の誕生日分まで支給します。

ただし、所得が一定額以上の場合には所得制限により児童手当は支給されません。

公務員の方は、勤務先で手続きをして下さい。

現況届の提出について

児童手当を受給されている方は、6月中に、現況届を提出して下さい。

この現況届により、受給者の前年の所得状況と6月1日現在の養育の状況などを確認します。受給資格があっても現況届が提出されない場合、6月以降の手当を受けられなくなることがありますので、必ず提出して下さい。

現在、受給されている方へは、振り込み通知書とともに、現況届の用紙を送付しますので6月30日までに、福祉課まで提出して下さい。



統計調査の実施

役場企画財政課

☎964-2001(代) 内線572

平成11年事業所・企業統計調査及び商業統計調査が、7月1日現在で実施されます。

事業所・企業統計調査は、町内全ての事業所を、また、商業統計調査は、町内の卸・小売業の事業所を対象として、5年ごとに実施されている最も基本的な調査の一つです。

両調査とも、それぞれ平成8年と9年に大規模な調査が実施されており、中間年にあたる今年は簡易調査として、調査内容が簡素化され、調査票への記入が1回ですむようになっています。

6月の下旬頃から、調査員がお伺いしますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

なお、調査について不明な点がある場合は、お気軽にお問い合わせください。

節水



水道週間
(6月1日～7日)

水道業者(町指定)追加

役場水道課

☎964-2001(代) 内線332

下記の業者を5月1日付けで重信町給水装置工事業者に追加指定したので、お知らせします。

恒和設備工業㈱

松山市北梅本町637番地

☎975-3315

愛生創工

松山市西一万町4-11

☎934-0505

介護人派遣申請について (母子・寡婦家庭)

重信町母子寡婦福祉会

北吉井地区

高須賀一美 ☎964-3315

南吉井地区

岡田都子 ☎964-6613

拜志地区

野首勝子 ☎964-3198

母子・寡婦の方が疾病や緊急の用事等で介護人を派遣してほしい場合、県から委託を受けた重信町母子寡婦福祉会に登録しておけば、同会から介護人を派遣してもらえる制度があります。

登録期間は、7月1日から7月25日までです。

交通事故の発生状況

松山南交通安全協会

☎958-6558

平成11年5月10日現在

	本年	昨年比
発生	449	-26
死者	8	+6
傷者	537	-55

(松山南警察署管内)

県下の死亡事故は昨年に比べ大幅に増えており、毎月15人以上が死亡という異常事態が続いています。

こころと時間にゆとりを持った運転を心がけましょう。

まごころ銀行

重信まごころ銀行に次の方から金一封を寄付下さいました。温かい善意ありがとうございます。(敬称略)

〈一般寄付〉 皿ヶ嶺山草会一同
〈香典返し〉

佐伯 良子 (見奈良)

亡夫・英三

井門 義夫 (牛 淵)

亡妻・ハルノ

永野 通 (上 村)

亡祖母・藤子

末光美恵子 (北野田)

亡夫・一郎

中上 性喜 (見奈良)

亡母・タマヨ

星川 清 (牛 淵)

亡妻・千栄子



一丸となつて

町民大運動会開催

四月二五日、恒例の町民大運動会が、雨天のため一週間遅れて、重信中学校グラウンドで盛大に開催されました。

びん倒し、運だめし、キャリールでキャッチ、リレーなど、分館単位で競われ、今年は下林が優勝、田窪が準優勝しました。

どこの分館も、和気あいあいと区民同志の親睦が図れたようでした。

来年度からは、西岡にこのほど完成した重信町総合公園・多目的広場で開催する予定です。

みこしだ ワッショイ

見奈良で春まつり

五月三日、見奈良の素鷲神社で春まつりが行われました。

子供相撲、もちまきが行われた後、氏子たちにより御輿がかかれ、見奈良区の中を練って歩きました。

春まつりで御輿が出るのは松山地方でもめずらしく、二〇年前前に区の青年部が復活させてから、ずっと続いているそうです。



夢をあげよう

上村こいのぼり

今年も、四月下旬から五月上旬にかけて、上村の源平谷池に約一〇〇匹のこいのぼりが架け渡されました。

地元「夢クラブ」上村(約五〇名)の会員が、約二〇〇メートルのワイヤーを池の両脇に架け、丸一日かけ作業しました。

県道伊予・川内線からきれいに見えるので、通りがかった人が車を止め、見上げている方も何人かいました。

今年で四回目の架け渡しとなりましたが、こいのぼりの傷みがはげしく、提供されるこいのぼりも減ってしまったということで、会ではこいのぼりの提供を呼びかけています。

連絡先 津川 敬一

画九六四一九〇二一

(表紙写真説明)

給食だ〜いすき

ステンレス食器登場

「今日の給食、なんやろう?」「全部残さないで、たべれるよ。」今日も北吉井幼稚園のランチタイムは、にぎやかです。

重信町では、四月から、小・中学校・幼稚園・上林保育所あわせて計二九五〇人分の食器をポリカーボネート(PC)製から安全性が高いステンレス製に変更しました。

これは、マスコミでも取り上げられているように、PC製食器から溶出される環境ホルモンが、成長期にある子供に影響を与えることが懸念されるためです。



おめでとう

満1歳



岡田 琴音ちゃん (H10.6.9生)
 「子育ての楽しさと大変さを感じながら
 4人目の琴ちゃんももう1歳です。
 どんな女の子になるのかとっても
 楽しみです。ゆっくり大きくなってね！」
 (父・誠司 母・かおり)北野田

元気な重信っ子を募集します!

掲載ご希望の方はお誕生月の前月10日までに、写真に保護者のコメントを添えて役場総務課までお送り下さい。

戸籍の窓

(5月10日までの届出分)

お誕生おめでとう

住所	出生児	保護者	生年月日
野田1丁目	山本萌菜	英樹	4・1
牛 淵	里村菜名美	隆一	4・5
見奈良	池田達海	洋一	4・10
野田1丁目	山口朱莉	司	4・13
志津川	山本琉香	純	4・14
樋 口	杉原孝幸	伸彦	4・14
野田2丁目	坂本 修	雅治	4・17
西 岡	池田涼太	王央	4・17
田 窪	上見比奈	勝秀	4・19
志津川	上野 優	清	4・23
野田1丁目	遠山宗雅	浩司	4・23
見奈良	矢野蒼士	篤史	4・26
田 窪	森 彩葉	誠司	4・26
西 岡	森本悠月	英雄	5・1

お悔やみ申し上げます

住所	氏名	年令	死亡日
南野田	高村シズコ	86	4・12
北野田	末光一郎	74	4・12
西 岡	三島藤一	85	4・20
田 窪	窪田久美	80	4・22
上 林	山内明次郎	89	4・22
南野田	永田房恵	72	4・28
南野田	坂本トミコ	76	4・28
牛 淵	星川千榮子	66	4・28
牛 淵	寺西照邦	57	5・1
牛 淵	渡部豊子	75	5・3
樋 口	和田安則	81	5・8
横河原	菅山恵美子	68	5・10

町民カレンダー

日曜	行事名	とき	ところ	日曜	行事名	とき	ところ
6月				23(水)	粗大ごみ(横河原・田窪団地区以外)		
6(日)	燃やさないごみ(空き缶・金属類、びん・ガラス類)(全地区)				移動図書館車(志津川、八反地、西岡、田窪、牛淵、牛淵団地、自衛隊官舎)		
	燃やさないごみ(ペットボトル、その他)(横河原区)			24(木)	心配ごと相談所	13:00~15:00	町民会館
	粗大ごみ(横河原区)				移動図書館車(上樋、播磨台、野田1丁目、新村、北野田)		
	当番医 八木耳鼻咽喉科・皮膚科		☎964-5400	25(金)	移動図書館車(上村、下林、上林)		
7(月)				26(土)	お話会	14:00~15:00	図書館
8(火)	移動図書館車(山之内、樋口、横河原)				燃やさないごみ(ペットボトル、その他)(横河原区以外)		
9(水)	移動図書館車(志津川、八反地、西岡、田窪、牛淵、牛淵団地、自衛隊官舎)			27(日)	粗大ごみ(田窪団地区)		
10(木)	行政・心配ごと相談所	13:00~15:00	町民会館		廃棄図書交換市	9:00~16:30	図書館
	移動図書館車(上樋、播磨台、野田1丁目、新村、北野田)				当番医 西本整形外科		☎964-1611
11(金)	花いっぱい運動	9:00~	町民会館	28(月)			
	移動図書館車(上村、下林、上林)			29(火)			
12(土)	お話会	14:00~15:00	図書館	30(水)	水道使用料納期限(4、5月分)、国民年金保険料納期限		
	燃やさないごみ(ペットボトル、その他)(横河原区以外)				町県民税第1期、国民健康保険税第1期納期限		
13(日)	廃棄図書交換市	9:00~16:30	図書館	7月			
	当番医 いずみだ眼科		☎955-0080	1(木)	公共施設利用申し込み受け付け	9:30~10:00	町民会館
14(月)				2(金)			
15(火)				3(土)	菊づくり講座	13:30~	町民会館
16(水)	読書会(源氏物語)	13:30~15:30	町民会館		燃やさないごみ(空き缶・金属類、びん・ガラス類)(全地区)		
17(木)	人権相談所	10:00~15:00	役場2階第1会議室		燃やさないごみ(ペットボトル、その他)(横河原区)		
18(金)				4(日)	粗大ごみ(横河原区)		
19(土)					当番医 渡部内科 松山市南梅本町		☎975-2232
	燃やさないごみ(空き缶・金属類、びん・ガラス類)(全地区)			5(月)			
20(日)	燃やさないごみ(ペットボトル、その他)(横河原区)			6(火)			
	粗大ごみ(横河原区)			7(水)	読書会(源氏物語)	13:30~15:30	町民会館
	当番医 中川病院		☎976-7811	8(木)	行政・心配ごと相談所	13:00~15:00	町民会館
21(月)					移動図書館車(上樋、播磨台、野田、新村、北野田)		
22(火)	移動図書館車(山之内、樋口、横河原)						